【削除】 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止



解説

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、労働契約法から期間の定めのあることによる不合理な労働条件の禁止に関する規定は削除されました。

なお、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第8条に不合理な待遇の禁止に関する規定が設けられるとともに、短時間労働者・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(平成30年厚生労働省告示第430号)が策定されているところ、その内容については平成30年12月28日付け職発1228第4号/雇均発1228第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備及び経過措置に関する省令等の公布について(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)」が発出されています。